五　予備費の使用を必要と認める理由、金額及び積算の基礎を明らかにした財政法第三十五条第二項に規定する調書	予備費の使用を必要と認めることについて所管大臣の決定があった日の翌々日	
六　予備費をもって支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書	四月から十二月分までについては十二月末日及び一月から三月分までについては翌年度の七月二十日	
七　財政法第四十三条第一項に規定する繰越計算書	当該年度の三月十五日	
八　財政法第四十三条第三項に規定する繰越しに係る通知書	翌年度の四月三十日	
九　法第九条第二項第一号に規定する債務に関する計算書	翌年度の七月十五日	
十　物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十七条に規定する物品の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書	同右	
十一　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第三十九条に規定する債権の毎年度末における現在額の報告書	翌年度の七月二十日	

別表第三（第六条第一項関係）

借方科目	貸方科目
租税	国会
他会計より受入	最高裁判所
公債金	会計検査院
公共事業費負担金収入	内閣
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	内閣府
雑収入	復興庁
前年度剰余金受入	総務省
一時借入金	法務省
国庫余裕金繰替	外務省
	財務省
	文部科学省
	厚生労働省
	農林水産省
	経済産業省
	国土交通省
	環境省
	防衛省

整理科目	送付期限
預託金	翌年度の十月十五日
翌年度繰越剰余金	特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十五号）の施行の日の翌日（令第三十六条第一項第一号に掲げる情報に変更があった場合には、当該変更のあった日の翌日）

別表第四（第七条関係）

情報開示に関する書類	送付期限
一　令第三十四条第一項及び第三項に規定する書類に記載すべき事項を明らかにした書類	予算を国会に提出した日の翌日
二　令第三十六条第一項第一号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類	決算を国会に提出した日の翌日
三　令第三十六条第一項第二号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類	翌年度の七月十五日
四　令第三十六条第一項第三号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類	翌年度の七月二十日

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十四年度の予算についての令第三十六条第一項第二号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類の送付については、別表第四第三号中「予算を国会に提出した日」とあるのは、「特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日」とする。

別紙第1号書式（第4条関係）

徴収済額集計表

年度東日本大震災復興特別会計

省所管　　年　　月分

科目	摘要	徴収決定済額		収納済歳入額		不納欠損額		収納未済歳入額	備考
		本月分	本月までの累計	本月分	本月までの累計	本月分	本月までの累計		
何（款）		円	円	円	円	円	円	円	現金払込仕訳
何（項）		0	0	0	0	0	0	0	0 前月までの払込未済
何（目）		0	0	0	0	0	0	0	0 本月中現金領収額 0
何（目）		0	0	0	0	0	0	0	0 本月中現金払込高 0
何（項）		0	0	0	0	0	0	0	0 翌月へ越高 0

年　　月　　日

総括部局長宛

所管部局長　官職　氏　　名　　印

備考

1　用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

2　この報告書には、日本銀行の月計突合表の写しを添付するものとする。

3　最終ページに（項）の合計を付するものとする。